別表第二（第七条の二関係）

期間の区分＼職員の区分	2項職員	3項職員
	円	円
1　年未満	36,500	70,000
1　年以上　2　年未満	36,500	70,000
2　年以上　3　年未満	36,500	70,000
3　年以上　4　年未満	36,500	70,000
4　年以上　5　年未満	36,500	70,000
5　年以上　6　年未満	36,500	63,000
6　年以上　7　年未満	35,200	56,000
7　年以上　8　年未満	34,000	42,000
8　年以上　9　年未満	32,700	28,000
9　年以上　10　年未満	31,400	14,000
10　年以上　11　年未満	30,200	
11　年以上　12　年未満	28,900	
12　年以上　13　年未満	27,700	
13　年以上　14　年未満	26,400	
14　年以上　15　年未満	25,400	
15　年以上　16　年未満	24,400	
16　年以上　17　年未満	23,500	
17　年以上　18　年未満	22,500	
18　年以上　19　年未満	21,500	
19　年以上　20　年未満	20,500	
20　年以上　21　年未満	19,500	
21　年以上　22　年未満	19,100	
22　年以上　23　年未満	18,700	
23　年以上　24　年未満	18,000	
24　年以上　25　年未満	17,600	
25　年以上　26　年未満	17,200	
26　年以上　27　年未満	16,700	
27　年以上　28　年未満	16,300	
28　年以上　29　年未満	15,800	
29　年以上　30　年未満	15,500	
30　年以上　31　年未満	15,300	
31　年以上　32　年未満	14,800	
32　年以上　33　年未満	14,200	
33　年以上　34　年未満	13,600	
34　年以上　35　年未満	13,100	

備考
1　この表において期間の区分欄に掲げる年数は、採用の日又は第４条各号の職員となつた日以後の期間を示す。
2　この表において、「２項職員」とは第２条第２項の官職を占める職員を、「３項職員」とは同条第３項の官職を占める職員をいう。

附　則

この規則は、公布の日から施行し、この規則による改正後の規則九―三四の規定は、令和七年四月一日から適用する。

人事院は、一般職の職員の給与に関する法律（昭和二十五年法律第九十五号）に基づき、人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部改正に関し次の人事院規則を制定する。

令和七年十二月二十四日

人事院総裁　川本　裕子

人事院規則九―四〇―六四

人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を改正する人事院規則

第一条　人事院規則九―四〇（期末手当及び勤勉手当）の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改める。

改正後	改正前
（勤勉手当の成績率）	（勤勉手当の成績率）
第十三条　定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号イ及びロ、第二号イ及びロ又は第三号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。	**第十三条**　定年前再任用短時間勤務職員以外の職員の成績率は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める割合の範囲内において、各庁の長が定めるものとする。ただし、各庁の長は、その所属の給与法第十九条の七第一項の職員が著しく少数であること等の事情により、第一号イ及びロ、第二号イ及びロ又は第三号イに定める成績率によることが著しく困難であると認める場合には、あらかじめ人事院と協議して、別段の取扱いをすることができる。
一　次号から第四号までに掲げる職員以外の職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合	一　次号から第四号までに掲げる職員以外の職員　当該職員が次に掲げる職員の区分のいずれに該当するかに応じ、次に定める割合
イ　直近の業績評価（基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。）の全体評語が「非常に優秀」の段階以上である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員　六月に支給する場合には百分の百二十四以上百分の三百十五以下（給与法第十九条の四第二項に規定する特定管理職員（以下この条及び次条において「特定管理職員」という。）にあつては、百分の百四十八以上百分の三百七十五以下）、十二月に支給する場合には百分の百二十六・五以上百分の三百二十二・五以下（特定管理職員にあつては、百分の百五十・五以上百分の三百八十二・五以下）	イ　直近の業績評価（基準日以前における直近の業績評価をいう。以下同じ。）の全体評語が「非常に優秀」の段階以上である職員のうち、勤務成績が特に優秀な職員　百分の百二十四以上百分の三百十五以下（給与法第十九条の四第二項に規定する特定管理職員（以下この条及び次条において「特定管理職員」という。）にあつては、百分の百四十八以上百分の三百七十五以下）